

「もと淀川区役所跡地等活用事業に関する開発事業者募集プロポーザル」にかかる質疑に対する回答

第4回目（令和元年11月15日公表）

※順不同

No.	質疑内容	回答
46	<p>【隣接地、近隣地を含めた提案について】</p> <p>令和元年11月1日に隣接地、近隣地を含めた提案についての質疑の回答が公表されましたが、1次審査通過した優秀者の内、2次審査で最高賃料金額提出者が事業決定者というのは変更無しと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>本件回答による事業予定者の決定方法の変更はありません。</p> <p>応募申込者が本プロポーザルに参加する資格を有していることを確認した上で、提出された計画提案書の内容について、外部有識者からなる選定会議での意見を参考に、本市の求める条件を十分に満たす事業者を選定し、これらの事業者の中で、月額事業者負担賃料（賃貸借期間中の事業者負担賃料総額を貸付月数で割った額）が最も高い価格提案を行った事業者を事業予定者として決定します。</p>
47	<p>【隣接地、近隣地を含めた提案について】</p> <p>近隣地というのは本物件からどの程度離れた場所まで想定して宜しいでしょうか。</p>	<p>近傍土地を含めた提案をする場合、どこまで離れた土地を一体の事業として提案するかは事業者の判断によるものとします。</p> <p>近傍土地を含めた提案にあたっては、令和元年11月1日に公表したNo.44の回答をご参照いただき、近傍土地を活用するかどうかも含めて、事業のコンセプトや事業性等を勘案し、各事業者においてご検討いただきたいと思います。</p>